

二段階移住推進における県営住宅目的外使用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県への二段階移住を希望する県外からの移住者（以下「入居者」という。）に対する県営住宅の目的外使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(二段階移住推進住宅の指定)

第2条 二段階移住推進住宅は、次のとおりとする。

住宅名称	棟番号	住戸番号
県営城南住宅	1 A - 2 6	2 6 4 0、2 6 4 2
県営小原住宅	1 A - 7	3 6
	2 A - 6	3 2、3 3

(使用者要件)

第2条 県営住宅の目的外使用による入居者は、次の各号全てに該当し、かつ、大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成9年大分県条例第27号。以下「条例」という。）第6条第5号に規定する暴力団員でない要件を満たす者とする。

なお、入居要件を満たしていることを確認するための面接を大分県企画振興部おおいた創生推進課と行う。

- 一 大分県外に在住しており、入居後に大分県へ移住する意思のある者
- 二 入居期間後の住まいに空き家の購入または賃貸を検討している者
- 三 その他、県が使用を適当と認める者

※在学期間を含む県外での滞在期間が5年未満となる学生や新規学卒者の者は対象外とする。

(使用許可の申請)

第3条 県営住宅を目的外使用しようとする者は、次の書類を知事に提出しなければならない。

なお、送付先は大分県企画振興部おおいた創生推進課とする。

- 一 県営住宅目的外使用許可申請書（様式1）
- 二 誓約書（様式2）
- 三 請書（様式3）
- 四 現住所の住民票（写し）
- 五 所得〔課税〕証明書（給与支払証明書、退職証明書等の所得がわかる書類）
- 六 前各号に掲げるもののほか、県営住宅目的外使用許可申請の審査に必要なものとして知事が指示する書類

(使用許可期間)

第4条 使用許可期間は、原則として1年を超えない期間とする。

ただし、空き家の改修状況等を勘案の上、入居者からの「県営住宅目的外使用許可期間延長申請書(様式5)」の提出により使用許可期間を最長6ヶ月間延長することができる。

なお、条例第6条に規定する入居者資格を有する者は、使用許可期間中に県営住宅募集に応募できるものとする。

(使用料)

第5条 目的外使用料は、県営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しないこととし、条例第14条の規定により算出された額とする。なお、使用料の減免は行わない。

(敷金)

第6条 入居者は、使用開始時における2ヶ月分の使用料に相当する金額を敷金として納付しなければならない。

なお、許可期間延長の場合は、当初の使用許可の際に納付された敷金をそのまま据え置くものとする。

2 前項の敷金については、条例第19条第3項から第5項の規定を準用する。

(住宅の明渡届)

第7条 入居者は、県営住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに県営住宅等明渡届(条例施行規則第39号様式)を提出し、県の検査を受けなければならない。

(退去修繕)

第8条 退去修繕については、原則免除とするが、入居者の過失による破損等により修繕の必要が生じたときは、入居者は修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(住宅の明渡請求)

第9条 知事は、当該取扱要領に基づく使用許可期間中、条例第42条第1項第1号から第6号まで及び第8号の規定に該当すると認めるとき、又は県営住宅の目的外使用の必要性がなくなったと認めるときは、入居者に対して県営住宅の明渡しを求めることができる。

2 前項の規定に基づく明渡請求を受けた者に対する損害賠償請求については、条例第42条第3項又は第4項の規定を準用する。

(駐車場の使用)

第10条 入居者は、共同施設として整備された駐車場を使用しようとするときは、県営住宅駐車場使用申込書（条例施行規則第46号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請を許可したときは、県営住宅等駐車場使用決定書（条例施行規則第47号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 駐車場使用料は、条例第63条の規定を準用して決定、徴収する。なお、駐車場使用料の減免は行わない。

（駐車場の明渡請求）

第11条 知事は、当該取扱要領に基づく使用許可期間中、条例第64条第1項の規定に該当すると認めるとき、又は駐車場使用の必要性がなくなつたと認めるときは、使用者に対して駐車場の明渡しを求めることができる。

2 前項の規定に基づく明渡請求を受けた者に対する損害賠償請求については、条例第64条第3項の規定を準用する。

附 則

本要領は、令和5年7月1日から施行する。